

「北区を誇りに思い、住みたいまち、選ばれるまち、個性豊かで、魅力的な北区をさらに発展させていくために、以下、大きく3項目の質問を致します。

1として、住みたくなるまち「北区」のためにはじめに、①多様性を尊重した同性パートナーシップ制度について、伺います。

日本ではこれまで、性的指向・性自認の異なる人々を「当事者不存在」、日本にはいない事になっているとして制度が作られてきました。

明治大学・鈴木賢教授は、「LGBTの困難の根源にあるものは、性指向や性別違和ではなく、全ての国民が異性愛、身体の性と性自認が一致するシスジェンダーであるということを前提とする社会・政治のあり方こそがLGBTの困難の根源である。LGBTという市民の存在を視野に入れた法や政策の整備が必要」と主張されています。

2015年11月、渋谷区から始まった「自治体パートナーシップ制度」は世田谷区・伊賀市・那覇市・宝塚市・札幌市・福岡市へと拡大し、今年8月に中野区、その後大阪市・千葉市でも制度の創設が予定されています。5月28日現在、7自治体で172組の制度利用者がいます。

公明党議員団ではパートナーシップ宣誓制度制定から1年の札幌市へ視察に行っていました。

制定の背景や経緯は、○典型的とされていない性自認・性的指向を持つ人々が学校・職場において、社会生活等において深刻な困難を感じている。

○オリンピック憲章に、性的指向による差別が禁止されている

○国では、第3次男女共同参画計画の中で、性的マイノリティへの配慮を明記した。

○携帯電話の家族割・生命保険の受取人・飛行機のマイル家族共有など、民間企業のサービスが同性パートナーへの適用拡大している

このような背景の中、市長あてに市民団体からパートナーシップ制度創設の要望書が住民票を添付した 144 名の署名を添えて提出され、H29.3 月 「札幌市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」が制定されました。

この制度導入に伴い、800 件の反対意見と 1600 件の賛成意見が届いたとの事でした。

担当課長は偏見に満ちた意見を目の当たりにして「当事者はこんな偏見の中で暮らしているのか」と気づき「だからこそ制度が必要」と思いを強めたそうです。

制定後は、○リーフレットの作成

○LGBT 電話相談の開始

○企業での取り組みを推進することを目的に LGBT フレンドリー指標の企業登録制度の開始

○第 4 次男女共同参画さっぽろプラン基本政策に「多様な性のあり方への理解の促進と支援」を盛り込み、積極的に市民への広報に努めました。

また、庁内管理職を対象にした勉強会・職員向けの e ラーニング等を実施。

市では制度を作ることで性的少数者への理解を促進させる事を目的としたとのことです。

その他自治体でも、パートナーシップ制度の制定前から様々な取り組みを行っています。

大阪市では「LGBT などの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」(H29/3)

文京区では「性自認および性的指向に関する対応指針」(H29/3)を作成しました。

自治体職員の福利厚生適用では、世田谷区・千葉市・豊島区など

公営住宅への同性カップル入居容認は、那覇市・世田谷区など

大阪市では同性カップルに里親認定も行われました。

先日「Rainbow Tokyo 北区」が区内で開催されたイベントには、中学生や高校生も参加され、家族にも話せず不安や孤独感であること、本当はズボンを履きたいのに女の子の格好を

している。自分の気持ちとは違うことを無理にしている。と話してくれました。

私は、多くの偏見の中で自分を抑え込むように生活し、苦しみもがいている方々の声を聴いてまいりました。

北区の中にも家族や周囲から理解されず、誰にも言えず一人で悩み苦しんでいる当事者がいらっしやいます。

また、ドキュメンタリー映画「性別が、ない！ インターセックス漫画家のクィアな日々」の試写会に参加しました。「この世は、誰もが必ずしも完全な「男」か「女」で生まれてくるわけではない。しかも、セクシュアリティは「男」と「女」だけじゃない。無数のグラデーションが存在する。」と訴えていました。

日本では性的少数者・性自認の理解が十分に浸透していない状態です。人権侵害を抑制し、誰一人置き去りにしない社会を築くためにも、広く合意形成を図ることが重要と思います。そのために北区においても「多様性を尊重した同性パートナーシップ制度」の制定と職員への研修・住民への啓発・基本

計画など各種計画に性的指向・性自認などを言及する文書化が必要だと思えます。区の見解を求めます。

三重県の男女共同参画センターが実施した「多様な性と生活についてのアンケート調査」では、三重県立高校 49 校の 2 年生 11,000 名を対象に調査、当事者は 10% 1003 名でした。

当事者層の内訳では、ゲイ 5% レズビアン 3% バイセクシャル 17% トランスセクシャル 2% 性指向不明 22% 当てはまるものなし 51% でした。

このことから中高生の性指向、性自認は揺れ動き、不安定であることがわかります。

北区において、自分自身の中の揺れ動く性に戸惑う生徒に対する学校でのサポートが求められますが、見解を伺います。

次に、男女いきいき推進課のあり方について伺います。

男女いきいき推進課は男女共同参画社会の実現に向けて「北区男女共同参画条例」等に基づき、男女共同参画推進の事業

を行ってきました。

そして、今回質問をさせて頂いている性的少数者・性自認など人権に深く関わり、多様性を尊重する社会への対応が求められています。

世田谷区では、「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を今年4月1日から施行しました。男女共同参画と多文化共生にほぼ共通のものである「多様性の尊重」があり、2つをまとめた条例にしています。

北区第5次アゼリアプラン中間見直しでは「多様性を尊重した人権意識の啓発」を入れ、取組の内容を「人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行う。」としています。多文化共生指針と重なる所が多く、改めて、男女共同参画と多文化共生を推進する専管組織の設置を検討すべきと思いますが、如何でしょうか。

次に、地域力活性化について

- 1) 町会・自治会の会則など円滑な運営のサポート
  - 2) 大学と連携した学生ボランティアの地域貢献活動の促進
- の2点について伺います。

北区の人口も35万人を超え外国人を含め新しい住民が増加していることは嬉しい限りです。新住民の方々にも「ふるさと北区」の愛着を持ち定住していただきたいと思います。

住民が増えれば、それだけ多様な考え方や意見も増えてきます。町会・自治会でもそれらの意見に対応することが求められています。

区は協働のパートナーである町会自治会への支援として「町会・自治会運営マニュアル」を作成するなどサポートに努めています。法人化への移行の際など町会自治会会則の例示なども行っていますが、多角化する要望やクレームに対応が難しくなっているところも見受けられます。

認可地縁団体である町会・自治会の運営が円滑になるよう、また、新たな担い手の発掘に区としての一層の支援を求めます。

志茂地域では8階建ての学生寮やワンルームの集合住宅の建設が目立っています。すべてが大学生の入居ではないとは思いますが、若い方の入居が増加すると思われれます。

短い期間かもしれませんが「北区に住んで良かった」と感じてもらいたいし、若い人が居住することで地域が元気になる、互いにプラス思考になるような働きかけが必要であると思っています。

若者の感性で発する北区での暮らしの情報発信は区の広報を遥かに超えるものであると思います。

大学では教育課程外の学生の地域貢献活動を単位として認定するところや、学生が自主的に行う地域貢献活動を支援しているところもあります。

東洋大学では学生が自主的に運営している「東洋大学学生ボランティアセンター」があり、文京区全域を活動地域として子ども・青少年・高齢者等を対象に学生自らがボランティアに取り組んでいるようです。

東京家政大学では地域連携推進センターを設置しており、ボ

ランティア紹介事業も行っています。

新住民である大学生に居住地域の町会自治会などでのボランティア活動を通して、住民との交流や地域の課題解決の一翼を担っていただける仕組み、町会・自治会と大学との間のコーディネーション的役割を NPO ボランティアぷらざで行うことはできないでしょうか。

まずは包括協定を締結している大学との間で学生ボランティアの地域貢献活動を進めてはいかがでしょうか。

次に、コミュニティバスについて伺います。

平成 20 年に現在の駒込・田端ルートがモデル運航されてから 10 年になります。

この間、区内各地域からコミュニティバスの要望が多く、公明党議員団で行っている区政要望懇談会でも、町会・自治会連合会からコミュニティバスの新規路線導入について毎年のように要望があります。

今年度、コミュニティバス路線検討が行われます。誰がどのような目的で、どこからどこへ乗車するのか実証実験や調査

をどのように行うのか伺います。

港区では坂道が多く道幅が狭い白金地域で交通不便解消を目的に公共相乗りタクシーの実証実験をモニター100組を募集し、3か月間行うとのことです。

区では、都市計画道路など道路整備が整った段階で路線検討を行うと説明もされていますが、整備された道路にはバス事業者が営業運転も可能です。タクシーも拾うことができない道幅の狭い地域の高齢者がバス路線まで行くことが困難なのです。

北区でも既存のコミュニティバスにとらわれることなく、様々な手法を検討し、住民のニーズに合った交通手段を速やかに導入していただきたい。

例えば、病院や介護施設など民間が運航している形態なども参考にしていかがでしょうか。

自家用白ナンバーで無償で運行しており、道路運送法の規制対象外となっています。

市区町村の車両による無償住民輸送、第一庁舎と滝野川分庁舎の送迎バスと同じであると思います。

ある病院の送迎バスは、赤羽と浮間の間を走っており、午前 8 時から午後 4 時 10 分まで 40 分間隔で 11 便です。別の巡回ルートでは午前 8 時 30 分から午後 2 時まで 30 分間隔で 10 便です。

一応のバス停の目安はありますが、運行ルート上で手を上げて運転手に合図をすれば、乗り降りは自由です。

このような民間運行の送迎車両に協力していただき、高齢者等の新たな移動手段も検討すべきではないでしょうか。

大きな (2) として、受動喫煙防止対策について伺います。

国では「健康増進法」改正案を今国会での成立に向けて審議が行われています。

一方、東京都でも「東京都受動喫煙防止条例」案が第 2 回定例会に提出され審議が行われています。

国も都も来年のラグビーワールドカップ、2020 年のオリンピック・パラリンピックまでの短期間での施行を目指しています。

受動喫煙が原因で年間約 1 万 5 千人が亡くなっています。望

まない受動喫煙で健康被害を防止し、がん対策や健康被害を食い止めるためにも必要な条例だと思います。

国や東京都の動きをしっかりと見極めながら、北区の体制整備を進めなくてはなりません。

受動喫煙防止対策を都の条例案に沿って実行していくには、各課が情報を共有しながら連携し業務を推進しなくてはなりません。

北区で受動喫煙防止対策に関わる所管は、総務部・地域振興部・生活環境部・健康福祉部・保健所・教育振興部・子ども未来部など多くの部署にまたがっています。

今後、国や東京都との連携・折衝なども頻繁に必要になると思われます。区民への周知も含め 2020 東京オリンピック・パラリンピックまでに制度を浸透させる為に各部局を横断し、受動喫煙防止対策を短期間で強力に推進していける専管部署を設ける必要があると思いますが如何でしょうか。

次に、4月1日から施行された「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」について、北区の取り組みについて伺います。

少年野球や少年少女サッカー、その他各種スポーツ団体、青少年地区委員会など多くの大人が青少年の健全育成に尽力頂いております。

指導者の方々に喫煙されておられる方も多く見受けられます。

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」には、家庭における受動喫煙防止、家庭等の外における受動喫煙防止、学校等周辺の受動喫煙防止があり、罰則規定はなく「努めなければならない」となっています。

また、受動喫煙の有害性等の知識の普及啓発・教育の推進に必要な施策を講ずる。とあります。

この条例について、保護者や子育て関係機関への周知、児童・生徒への禁煙教育など一層の取り組みが必要であると思っております。区の取り組みについてお示しください。

最後に、(3) 学校施設等の利用について伺います。

老朽化で暫定利用となっていた神谷体育館ですが、神谷小中一貫校の開設に伴い利用を今年度で中止する事になっています。

利用団体や利用者に対し昨年、説明会が行われました。赤羽体育館など他のスポーツ施設への変更をお願いし、説明会ではおおむねご理解を頂きました。そこで出たご意見に「一部の利用団体が小中学校の体育館を無抽選で継続的に利用していることは不公平であり、改善をしてほしい。」というものがありません。

様々な経緯で一定の団体・グループが学校体育館等の施設を利用しているのだと思いますが、毎月抽選に参加し会場の確保に努力されている方から見れば、不公平感はぬぐえないものがあると思います。

「事務事業の概要と説明」の学校設備開放推進では、体育館の使用が平成 28 年度 4,358 件。平成 29 年度 5,186 件（+828 件）と増加しており、学校体育館等の利用ニーズは大変に多いと考えられます。

地区体育館に指定されていない区立小中学校の体育館の貸し出し方法や利用料金・鍵の開け閉め等、施設管理はどのようになっていますか。伺います。

学校は、児童生徒はもとより区民の大切な資源でもあります。私は教育に支障のない範囲で学校施設の開放を行うべきであると主張してまいりました。

一方で、体育館や校庭などの利用調整、施錠管理など副校長などの負担があまりにも大きく、適正な利用につながっていないことも指摘されています。

現在、施設開放管理業務委託により学校の休日・夜間の施錠など管理方法はどのようになっていますでしょうか。伺います。

教員の長時間勤務の改善など働き方改革が具体的に検討されています。北区でも今年の夏休み期間に「学校閉庁日」を設けることになりました。

学校施設の管理方法を業務委託等にするすることで、学校施設をさらに有効に活用できる仕組みを作り、教職員の勤務負担を軽減し働き方改革にもつながると考えます。

学校施設等の活用・開放をさらに進めるための管理のあり方について、教育長の見解を求めます。

以上で、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

都の条例案による影響や懸念される点について、関係各課に  
聞いたところ

- ・ 市区町村が行う事務処理が明確に示されていない

- ・ 市区町村の事務増加に対する財源確保と人員配置が必要
- ・ 公衆喫煙場所の設置場所の確保と関係機関の協力
- ・ 罰則をどのように実行するのか
- ・ 飲食店の分煙化への経費補助

など課題が多くあることがわかりました。

区立小中学校47校中33校は敷地内全面禁煙となっていますが、行事開催時のみ指定喫煙所を設けているのが4校。敷地内で喫煙場所を設けているのが10校との事でした。

スポーツをしたい、文化活動をしたい、新しいサークルを作りたいなど積極的なご意見もあり、活動場所の確保が課題になっています。